

総務委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、総務委員会（以下「本会」という。）と称し、事務局を戸隠地区住民自治協議会内に置く。

(目的)

第2条 本会は、長野市及び住民自治協議会と行政連絡区の連絡提携を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持改善及び安全で安心なまちづくりを進め、よりよい地域づくりに寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、行政連絡区の区長をもって組織する。

2 本会に、戸隠地区区長会、戸隠地区防犯協会を併設する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 配布物、回覧物の配布及び回覧
- (2) 区選出役員の推薦
- (3) 環境、防災、防犯、交通安全に関する活動
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員長及び副委員長は、第3条第2項で設置する会の会長、副会長を兼ねる。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第7条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 本会の会議は、委員長が必要と認めるときに開催する。

- 2 会議に出席できない委員は、代理者（副区長等）を出席させることができる。
- 3 原則、毎月1回開催する。
- 4 構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計)

第9条 本会の経費は、住民自治協議会の会計をもって充てる。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。